

## 北部大阪都市計画南春日丘五丁目阪神不動産住宅地区地区計画

都市計画南春日丘五丁目阪神不動産住宅地区地区計画を次のように決定する。

### 1. 地区計画の方針

名	称	南春日丘五丁目阪神不動産住宅地区地区計画
位	置	茨木市南春日丘五丁目地内
面	積	約1.6ha
区 域 の 整 備 ・ 開 発 及 び 保 全 に 関 す る 方 針	地区計画の目標	<p>当地区は、茨木市の中心市街地の西約2km、万博記念公園北側に位置し、低層住宅地として良好な住環境が形成されている地域にある。</p> <p>また、開発以降建築協定により良好な住宅地の維持・保全が図られてきたが、地区計画により低層住宅地の住環境を今後も維持・保全するものである。</p>
	土地利用の方針	<p>良好な低層住宅地としての環境を維持・保全するとともに、周辺の住宅地と調和したゆとりとうるおいのある地域の形成を図る。</p>
	建築物等の整備の方針	<p>建築物の用途、規模などの制限を行うことにより、良好な居住環境の形成を図る。また、丘陵地における住宅地の特性を踏まえ、形態、意匠の制限を行い、ゆとりとうるおいのある景観の保全に努める。</p>

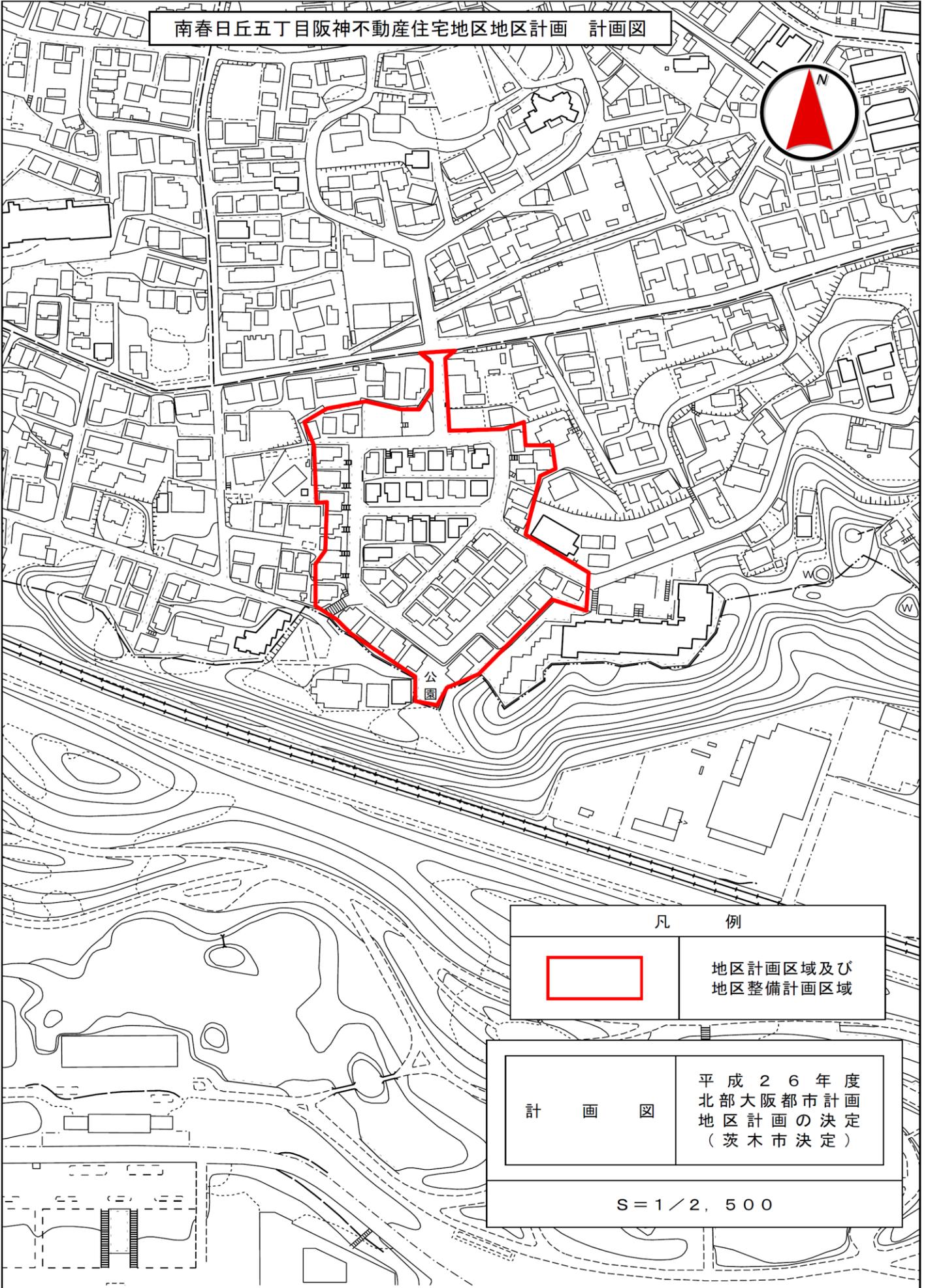
2. 地区整備計画

地区 整備 計画	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。 (1) 一戸建ての住宅 (2) 建築基準法施行令130条3に掲げる兼用住宅 (3) 診療所 (4) 前3号に附属する自動車車庫
		建築物の敷地面積の最低限度	150平方メートル
		建築物の高さの最高限度	9メートル、ただし軒高は7メートルとする。
		壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離の最低限度は1.0メートルとする。ただし、建築基準法施行令第135条の21に掲げるもの又は自動車車庫についてはこの限りでない。
		建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限	隣地境界に接する擁壁の天端のはね出し及び直積みによる積み増し等の構造物はつくってはならない。
		垣又はさくの構造の制限	道路に面するかき又は柵は、生け垣、ネットフェンス等開放性の高いものとする。ただし、次の各号に掲げるものについてはこの限りでない。  (1) 高さ0.6メートル以下のもの (2) 門 (3) 門の袖で、その長さが4.0メートル以下のもの

地区計画及び地区整備計画の区域の配置は計画図表示のとおり

注) 当該計画は告示時点(平成27年2月24日(市告第476号))時点の法令に基づいています。令和元年10月25日以降、「建築基準法施行令第135条の21」とあるのは「建築基準法施行令第135条の22」とします。

南春日丘五丁目阪神不動産住宅地区地区計画 計画図



凡 例



地区計画区域及び  
地区整備計画区域

計 画 図

平成 2 6 年 度  
北部大阪都市計画  
地区計画の決定  
(茨木市決定)

S = 1 / 2 , 5 0 0